

発行日:令和 6 年 10 月 29 日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

柏崎市 200年の歴史を持つ老舗の酒蔵「原酒造」と 新潟県初の大規模バナナ栽培施設「シモダファーム」を見学

主催：新潟商工会議所 金融業部会 共催：新潟販売士協会

当所金融業部会では、柏崎市に本社を置く、①江戸時代後期から 200 年以上の長きに渡りふるさとに生まれ酒を醸し続けてきた老舗の酒蔵「原酒造(株)」と、②鋳物砂・鋳型製造事業と産業廃棄物処理事業を手がけるシモダ産業(株)の農業部門であり、新潟県初の大規模バナナ栽培施設である「シモダファーム」を巡ります。見学終了後、新潟駅南口に戻り、③地元食材をファストフードとしてアレンジし、新潟の魅力を発信する「Local fast food」のお店「SUZUVEL(スズベル)」にて懇親会を行う視察見学会を企画致しました。

※金融業部会員以外の方もご参加いただけます！

【期 日】令和6年 **11 月 12 日** (火)

【行 程】集合場所：新潟駅南口 貸切バス乗り場 12時40分 集合(時間厳守)

新潟駅南口	===	①原酒造(株)	===	②シモダファーム	===	新潟駅南口	スズベル ③SUZUVEL
【出発】		【視察】		【視察】		【到着】		【懇親会】
12:45		14:25~15:00		15:10~16:00		17:15頃		17:30~19:30
								【解散】
								19:30

※朝食をお済ませの上、集合ください。
※交通事情により時間が若干変更になる場合があります。



===
バス 徒歩

【参加費】 **11,000** 円 (税込・10%対象) (消費税額：1,000 円)

※懇親会費も含まれております

【定 員】 25 名 (定員に達し次第締切らせていただきます)

※1 事業所 2 名様迄でお願いいたします

※最少催行人数 18 名

【申込締切】 **10 月 31 日** (木) まで

詳細・お申込みは下記 URL か右記 QR から

<https://www.niigata-cci.or.jp/archives/21456>



【お問合せ】 会員サービス課

TEL：025-290-4209 (土日祝日を除く 9：00~17：30)

茨城県つくば市

サイボーグ技術と睡眠医学の未来を探る ～CYBERDYNE(株)&筑波大学 IIIS 視察見学会～

主催：新潟商工会議所 教育福祉医療部会

当所教育福祉医療部会では、世界初の装着型サイボーグ HAL®の研究開発を行う CYBERDYNE(サイバーダイネ) (株)及び、基礎から臨床までを網羅する世界トップレベルの睡眠医学研究拠点で、柳沢正史氏が機構長を務める筑波大学国際統合睡眠医学研究機構 (IIIS) を見学する視察見学会を企画いたしました。

※教育福祉医療部会員以外の方もご参加いただけます！

【期 日】 令和6年 **11月21日**(木)、**22日**(金)

※21日：東京駅丸の内南口集合、22日：東京駅現地解散

【行 程】 集合場所：東京駅丸の内南口 13時00分 集合 (時間厳守)

【1日目】	(貸切バス)		(貸切バス)
東京駅丸の内南口	=====	CYBERDYNE (サイバーダイネ) (株)	=====
【出発】 13:10		【見学・体験】 15:10～16:40	
		(徒歩)	
=====	ダイワロイネットホテル	=====	季彩 かがり
	【チェックイン】 17:00		【懇親会】 18:00～20:00
	※つくば駅より徒歩1分		※各自ホテルへお戻りください (徒歩13分)
【2日目】	(貸切バス)		(貸切バス)
ホテル	=====	筑波大学国際統合睡眠医学研究機構 (IIIS)	=====
【出発】 9:45		【見学】 10:00～11:30	
		※うち約30分は医師より臨床関連のご説明をいただきます	
		(貸切バス)	
=====	つばの海鮮割烹 和粹喜 隆べえ	=====	東京駅
	【昼食】 11:45～12:45		【現地解散】 14:15



【参加費】 **36,000** 円 (税込・10%対象) (消費税額：3,272 円)

※夕食懇親会費、宿泊費 (1泊朝食付)、2日目昼食費用等が含まれております
(現地集合・解散のため新潟ー東京間の往復交通費は含まれておりません)

【定 員】 20名 (定員に達し次第締切らせていただきます)

※1事業所2名様迄でお願いいたします

※最少催行人数 11名

【申込締切】 **11月5日** (火) まで

詳細は下記 URL か右記 QR から

[https://www.niigata-cci.or.jp/wp/wp-](https://www.niigata-cci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/e46fd8529c7d13897725028686901bca.pdf)

[content/uploads/2024/10/e46fd8529c7d13897725028686901bca.pdf](https://www.niigata-cci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/e46fd8529c7d13897725028686901bca.pdf)



↓ 詳細 ↓



お申込みは下記 URL か右記 QR から

<https://formsys.niigata-cci-mail.net/formsys/public/form/834>

↓ お申込み ↓



【お問合せ】 会員サービス課

TEL：025-290-4209 (土日祝日を除く 9:00～17:30)

新卒採用でお困りの方必見！

新潟市「新規採用活動支援事業補助金」のご案内



新潟市では、市内中小企業の人材確保と大学生等の市内就労を促進するため、新規学卒者の採用を目的とした、自社の採用関連ウェブサイトの制作・改修にかかる経費及び自社で管理する企業紹介動画の制作にかかる経費の一部を補助します。人手不足・採用難でお困りの方はぜひご活用ください。

【対象事業所等】

新潟市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業等

※本社が市内にある中小企業等の場合は就業場所が市内を含む求人を行い、本社が市外にある中小企業等の場合は就業場所を市内に限定した求人を行っていること

※市税に未納がないこと

【対象経費】以下のア、イいずれかに該当する経費

(ア) 自社で管理する採用関連ウェブサイトの制作・改修にかかる経費

(イ) 自社で管理する企業紹介動画の制作にかかる経費

いずれも、新規学卒者を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として制作するものを対象とします。対象経費に該当するか判断に迷う場合は事前にご連絡ください。(消費税は対象経費に含みません)

※補助事業の完了日が令和6年7月1日から令和7年2月28日までであるものに限りです。

完了日は「補助事業にかかる経費を支払った日」となります

【補助率・補助限度額】

補助率：対象経費の $\frac{1}{2}$

補助限度額：1事業所あたり **20** 万円

※ただし、令和5年度に新潟市新規採用活動支援事業補助金の交付を受けたことがある場合は、1事業所あたり10万円を上限とする。同一の事業所は、1回目の申請に係る交付決定額が上限に達しない限り、2回目以降の申請ができるものとする。この場合において、2回目以降の申請に係る補助限度額は、20万円または10万円から交付決定済額を差し引いた額を上限とする。

【申請期限】

補助事業完了日から起算して **30** 日を経過する日

もしくは令和7年 **2月28** 日のいずれか早い日まで

【申請方法】

申請書類を窓口または郵送でご提出ください。

納税証明書(原本)の提出が必要となるため、メールで申請することはできません。

詳細は下記 URL か QR から

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/koyo_link/koyosinkisaiyou.html

【お問合せ】新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課

TEL：025-226-1642

MAIL：koyo@city.niigata.lg.jp



空き家をリノベーションして子育てしやすい住宅へ 新潟県「にいがた安心こむすび住宅」のご案内

新潟県では、子育てしやすい住宅の普及促進に向け、こどもの事故防止や 家族のふれあい等に配慮した空き家のリノベーションを行い、子育て世帯等に販売する買取再販事業者に対し補助を行う「にいがた安心こむすび住宅推進事業」を実施します。

【対象世帯】

- ①子育て世帯：15歳以下の子を有する世帯
- ②若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯



詳細は下記 URL か右記 QR から
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/jutaku/komusubijutaku.html>



【お問合せ】新潟県土木部都市局 建築住宅課 街並み推進係
 TEL：025-280-5442

新潟県環境政策課 「脱炭素に関する取組状況等調査」へのご協力をお願い

新潟県では 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた取組を加速化させるため、脱炭素に特化した条例の制定を検討しています。条例の制定や今後の脱炭素に関する施策の参考とさせていただくため、事業活動における脱炭素に関する取組状況等のアンケート調査を実施することといたしました。ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

【回答期限】令和6年 **11**月**22**日(金)まで

WEB での回答は下記 URL か右記 QR から
<https://questant.jp/q/L53I515F>

FAX での回答をご希望の方は下記 URL から「調査票」をダウンロードしてください

<https://www.niigata-cci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/00f9977d1927608b4c758c205a0a26fe.pdf>



【お問合せ】新潟県環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室（担当：高橋）
 TEL：025-280-5150 MAIL：ngt030310@pref.niigata.lg.jp

今月のテーマ 「賃金支払の5原則」についてのQ&A

会社の経営者・人事労務担当者・従業員の皆さんは会社で「賃金の支払い」について、疑問に思ったり、考えたりしたことはありませんか。今回は賃金支払いの基本的なルールである「賃金支払の5原則」についてのQ&Aをお伝えいたします。



Q. 「賃金支払の5原則」とは何ですか？

A. 賃金の支払方法については様々なルールがありますが、基本的な内容としては以下のよう
なルールがあります。

「賃金は①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければなりません。（労働基準法第24条）」



Q. ①通貨払いとは何ですか？

A. 賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は原則禁止されています。労働者の同意などがあれば銀行振り込みも可能です。



Q. ②直接払いとは何ですか？

A. 労働者本人に直接支払う必要があります。（労働者の代理人や親権者等への支払は不可です）



Q. ③全額払いとは何ですか？

A. 賃金は全額を支払う必要があります。所得税など法令に定めがあるものや、労使協定で定め
たもの以外は控除できません。



Q. ④毎月1回以上払いとは何ですか？

A. 毎月少なくとも1回は賃金を支払わなければなりません。（賞与等は除く）



Q. ⑤一定期日払いとは何ですか？

A. 「毎月15日」というように、周期的に到来する支払期日を定めなければなりません。（賞与等は除く）



Q. 賃金をデジタル（電子マネー）払いができると聞いたんですが可能ですか？

A. 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者が希望しない場合は賃金のデジタル払いを選択する必要はなく、これまでどおり銀行口座等で賃金を受け取ることができます。また、使用者は希望しない労働者に強制してはいけません。賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。



「賃金支払の5原則」についてのQ&A



労働基準法は会社と従業員のどちらもが守るべき大切な法律です。理解しておくことでお互いが働きやすい会社となり、従業員とのトラブルも素早く対処することができます。

疑問に思ったことは、日頃からも労使間でトラブルが生じないように確認をしておくことが大切です。

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp/>

情報機器作業における 健康障害の予防について



(一社)新潟県労働衛生医学協会
健康づくり推進部 保健師 宗村 綾香

私たちが働く中で、パソコンやスマートフォン、タブレット端末など、情報機器の使用は欠かせなくなっています。また、それに伴う健康障害も増加しています。今回は、情報機器作業における健康障害の予防についてお話しします。

1 情報機器作業による健康への影響

情報機器作業とは、パソコンやタブレット端末などの情報機器を使用して、データ入力や検索、文章や画像の作成、プログラミング、監視などを行うことを言います。このような作業を長時間続けることで、心身に下記の症状が現れることがあることが分かっています。

- ①眼症状：目の乾き（ドライアイ）、充血、目のかすみや疲れ、視力の低下など
- ②筋骨格系症状：首や肩のこり、首・肩・腕の痛み、背中や足腰のだるさ、手指の痺れなど
- ③ストレス症状：頭痛、イライラや不安、食欲不振、抑うつ状態、睡眠障害など

2 情報機器作業による健康障害の予防ポイント

厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」にある、「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「労働衛生教育」についてご紹介します。

①作業環境管理

部屋全体を明るくするとともに、ディスプレイ画面と手元の明るさに差が出ないようにしましょう。机や作業台は機器と書類を置ける広さで、作業者に合った高さ、机の下で脚が動かせることが大切です。椅子は、座面の高さや背もたれが調整できるものを選びましょう。

②作業管理

椅子に深く腰かけ、足裏全体が床に接するようにします。ディスプレイの高さは、上端が目の高さと同じかやや下になるようにし、眼から40cm以上の距離にしましょう。連続した作業は1時間以内とし、次の作業までの間に10～15分の休憩時間を設けましょう。また、作業中にも1～2回程度の小休止（1～2分）が必要です。

③健康管理

情報機器作業を1日4時間以上行う方、目や肩の痛みなどの症状がある方に対し、情報機器作業に係る健康診断を行うことが求められています。また、作業中やその前後に体操、ストレッチなど、軽い運動を行うのがおすすめです。

④労働衛生教育

作業員や管理者向けに、ガイドラインの概要、作業管理、作業環境管理、健康管理についての教育が求められています。

なお、当会では、労働衛生教育については保健師によるセミナーもおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

TEL : 025-232-0151
(新潟県労働衛生医学協会 健康づくり推進部)





大野 萌子／おおの・もえこ

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、公認心理師、産業カウンセラー、2級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。

ハラスメントになりやすい NG ワード

ハラスメントにならないようにと言動には気を付けているという人も、無意識のうちに行為者になっていることがあります。思わず使ってしまいがちな NG ワードを、今回はご紹介します。

■NGワード1：「とりあえず見ていけばいいから」「やりながら覚えて」

部下に対して、思いやりのつもりで使っていませんか。また、「仕事は見て、真似て身に付けていくもの」といった信条を持っている人は、部下とのすれ違いを生みやすい傾向にあります。実際「今は見ていけばいいから」と、あえて部下に指示を出さずにいた上司が、新入社員から「何も教えてもらえず、やることもなく精神的な居場所もなく、とても苦痛だった」と指導怠慢で訴えられたケースがあります。新人指導を行う場合は、スモールステップで具体的に少しずつ業務のノウハウを伝えていくことが大事です。

■NGワード2：「何でも相談して」「そのくらい自分で考えて」

部下の信頼を一気に下げてしまう「ダブルバインド（二重拘束）」に気を付けましょう。ダブルバインドとは、二つの矛盾したメッセージを同時に伝えてしまうことです。相手は混乱して心理的なストレスを感じます。例えば部下に、「何でも相談して」と言っておきながら、実際に相談されると「今は忙しいから後にして」と軽くあしらったり、「それくらいのことは自分で考えて」と突き放したりする。これらは、相手を振り回すことでマインドコントロールを行う「モラルハラスメント（モラハラ）」に抵触する行為にもなり得ます。指導的立場にある人は、自分がダブルバインドで部下と関わっていないかを意識してください。

■NGワード3：「なぜこうなったの？」

使うタイミングによって「なぜ？」は、「デンジャラス・クエスション」といわれる“相手を追い詰める言葉”になります。例えば、不測の事態が起こったときの「なぜ？」がそうです。計画通りにいかないトラブルが“不測の事態”です。従って、「なぜ？」と問われても即座に答えようがありません。それにもかかわらず、つい口を突いて出てしまう“上司のなぜ”。これは部下を不快な思いにさせるばかりでなく、反発心を刺激します。「なぜ？」の多い上司は「問題解決思考」といえますが、「追及」「脅迫」「叱責」と解釈される危険性もあります。もちろん原因究明が必要なこともあります。そこで部下を追い詰めないようにしましょう。

日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2024 年 9 月結果

業況 DI は、改善を示すも、消費の弱さで力強さ欠く。先行きは、内需の伸び悩み懸念から、慎重な見方。

・全産業合計の業況 DI は、▲14.1（前月比+1.3 ポイント）

- 製造業は、生産回復が続く自動車関係や需要が堅調な電子機器関係を中心に、改善した。卸売業は、電子機器関係や残暑に伴う夏物商材の堅調な需要に下支えされ、改善した。また、建設業は、引き続き堅調に推移する公共工事が全体をけん引し、改善した。一方、小売業・サービス業は、インバウンド・国内観光需要は堅調なものの、消費者の節約志向の継続が全体を下押しし、ほぼ横ばいで推移した。
- 原材料や電気代、輸送費の高騰等が続く中、依然として価格転嫁は追い付いていない。また、人手不足や賃上げ原資の確保等の課題も山積している。個人消費は実質賃金のプラス転換など明るい兆しが見られるものの、物価高による弱さが残り、中小企業の業況は力強さを欠いている。

・先行き見通し DI は、▲13.4（今月比+0.7 ポイント）

- 原材料や輸送費等のコスト増が続く経営環境の中、最低賃金の引き上げや深刻な人手不足、価格転嫁の遅れなど、企業経営の足かせは多い。また、長引く物価高に伴う個人消費の低迷を懸念する声が続く引き続き聞かれている。
- 電気・ガス代の補助等に伴うコスト減や、新内閣の下での新たな経済対策への期待感もうかがえるが、先行きは内需の伸び悩みが懸念され、慎重な見方となっている。

詳細は、日商 HP (<https://cci-lobo.jcci.or.jp/>) を参照。